

宮城県農林業経営サポート資金運営要領

施行 平成 29 年 1 月 6 日

最終改正 令和 4 年 7 月 1 日

(趣 旨)

第 1 農林業経営サポート資金（以下「本資金」という。）の融通については、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）及び宮城県農林業経営サポート資金利子補給金交付要綱（平成 29 年 1 月 6 日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(災害等の範囲)

第 2 交付要綱第 2 に定める社会的・経済的環境の変化や局地的な災害等は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県、政府系金融機関等が災害等の発生に伴い農林業者に対する相談窓口を設置したもの
- (2) 農林水産省が災害等の発生に伴い農林業者に対する資金の円滑な融通等に係る通知を発出したもの

(資金の融資)

第 3 本資金は、交付要綱第 2 に定める指定災害等（以下「指定災害等」という。）の場合に融資できるものとし、その融資実行期間は、指定災害等の都度知事が定める期間とする。

(貸付条件等)

第 4 交付要綱第 4 に定める本資金の貸付条件等は、以下のとおりとする。

- (1) 資金用途は、指定災害等の影響を受けた農林業者の農林業経営の維持及び安定を図るための運転資金とする。
- (2) 本資金の貸付けができる金融機関は、交付要綱第 3 に定める金融機関のうち、交付要綱第 5 に定める県との利子補給契約を締結した金融機関（以下「融資機関」という。）とする。
- (3) 貸付対象者は、指定災害等により農林業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた者とする。
- (4) 貸付利率は、指定災害等の影響を受けた農林業者の負担軽減のため無利子とする。
- (5) 貸付額は万円単位とし、貸付限度額は次のいずれか低い額とする。
 - ア 農林業を営む個人については 150 万円（ただし、農林業所得が総所得の過半を占める個人については 300 万円）、農林業を営む法人その他の団体については 500 万円
 - イ 指定災害等による農林業経営への影響額
- (6) 償還期日は、貸付実行日の翌年の応当日の前日とし、繰上償還は妨げないものと

する。

(利子補給率等)

第5 交付要綱第7に定める利子補給率は、以下のとおりとする。

- (1) 短期プライムレートを参考として指定災害等の都度知事が基準金利を定めるものとする。
- (2) 利子補給率は基準金利以内とし、1パーセントを上限とする。ただし、別に市町村その他の機関による利子助成を受ける場合は、基準金利から当該機関による利子助成率を差し引いた利率以内とし、1パーセントを上限とする。
- (3) 利子補給率は、少数点第3位未満は切捨てとする。

(借入手続等)

第6 本資金の借入手続等は、次のとおりとする。ただし、宮城県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要しない場合には、債務保証委託申込書の提出その他債務保証に必要な手続を要しないものとする。

(1) 借入手続

本資金の借入申込期間は指定災害等の都度知事が定める期間とし、借入を希望する農林業者（以下「借入希望者」という。）は、借入申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）に知事又は融資機関が必要と認める書類を添付し、当該期間内に融資機関に提出するものとする。

(2) 融資審査

融資機関は、借入希望者から提出された借入申込書について融資審査を行い、本資金の貸付予定額を決定するものとする。

(3) 利子補給承認申請

融資機関は、前項の融資審査の結果を踏まえ、本資金を融通しようとするときは、利子補給承認申請書（様式第2号）に借入申込書の写しを添付し、知事に提出するとともに、債務保証に関する意見書を付した借入申込書を基金協会へ送付するものとする。

(4) 債務保証承諾

基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の可否を決定し、その旨を当該融資機関を經由して借入申込書を提出した農林業者（以下「借入申込者」という。）に通知するものとする。

(5) 利子補給承認

知事は、融資機関から提出された利子補給承認申請書に基づき、内容を審査の上、利子補給の承認又は不承認の決定を行い、当該融資機関、基金協会その他の関係機関に対し、承認した場合は利子補給承認通知書（様式第3号）を、不承認の場合はその理由を付記して文書で通知するものとする。

(6) 貸付実行等

融資機関は、利子補給承認通知書の交付を受けたときは、借入申込者に対して本資金の貸付けを実行し、翌月の5日までに知事に貸付実行報告書（様式第4号）を

提出するものとする。

(7) 利子補給条件の変更等

利子補給条件の変更は、借入辞退によるものを除き、原則として認めないものとする。農林業者から利子補給承認された本資金の全部又は一部の借入辞退の申出があったときは、融資機関は内容を調査の上、変更後の額を朱書した貸付実行報告書にその理由を付記して、知事に提出するものとする。

(8) 繰上償還及び延滞

融資機関は、本資金を借り入れた農林業者から繰上償還を受け入れたとき又は約定償還の延滞の発生若しくは延滞金の回収があったときは、繰上償還報告書（様式第5号）又は延滞報告書（様式第6号）に必要事項を記入し、翌月の5日までに知事に提出するものとする。

（書類の提出数及び経由）

第7 この要領により知事に提出する書類の部数は1部とし、融資機関の所在地を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

附 則

この要領は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。